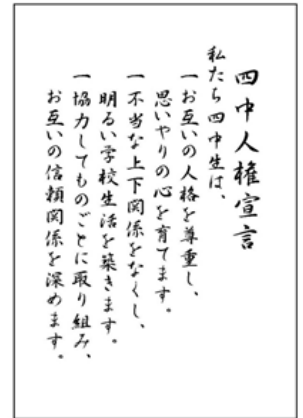


1 学校生活 ※**どの人にとっても、より良い集団生活にするために**、以下のことを守る。

- ① 決められた時刻にそろえるよう準備する。（登下校、朝・帰りの会、授業の開始するなど、先を見て行動）
- ② 他の迷惑となる行為をしない。
（集会や授業などでは私語を慎む、校舎内で大声を出したり暴れたり走ったりしない など）

2 対人関係 ※**四中人權宣言を実現するために**、以下のようなことがあってはならない。

- ① 暴力をふるったり、暴言をはいたりする。②脅す。③嫌がらせをする。
④ 不当なことを命令する。



3 服装

◎ 制服 ※**季節や各自の健康状態**に応じて、夏服または冬服を着用する。

【学生服】

- ・ 冬服 【 3 年 】 黒の詰め襟、長ズボンの学生服、白のワイシャツ
【 1～2 年 】 ブレザー上下、白のワイシャツ
- ・ 夏服 【 3 年 】 白のワイシャツまたは開襟シャツ〔裾はズボンの中に入れる〕、黒の長ズボン
【 1～2 年 】 ブレザー下、ポロシャツ（裾は出しても良い）

【セーラー服】

- ・ 冬服 【 3 年 】 襟と胸当てにマークの入った紺のセーラー服、紺のネクタイ
紺のスカート（普通のひだスカート）
【 1～2 年 】 ブレザー上下、白のワイシャツ
- ・ 夏服 【 3 年 】 冬服と同じ型でマークの入った白のセーラー服
紺の夏用リボン、紺のスカート
【 1～2 年 】 ブレザー下、ポロシャツ（裾は出しても良い）
体育着、ワイシャツ等はズボンの中にしまい、袖のホックやボタンはとめる。

- ① 袖をまくり上げる時はしっかりと折る。ズボンの裾はまくりあげない。スカートを折らない。
- ② 肌着を着る。ただし、柄等が透けにくいものにする。
- ③ 靴下の色は白または黒、紺とする。
- ④ ジャージを着用する場合は、正しく着る。腰に巻かない。
- ⑤ 寒い場合は、手袋、マフラー、防寒着（セーター、カーデガン等）を着用してもよい。
ただし、防寒着を制服またはジャージから出さない。また、黒タイツも着用可とする。
- ⑥ 携帯用カイロは持参可とする。ただし、カイロは必ず家に持ち帰って捨てること。
- ⑦ 部活動中は、ジャージ、体育着が部指定の服で活動してもよい。

◎ 着替え ※着替えが必要な場合は、自分で日課を考えて事前に着替えておく。また、衣替え期間は設けない。

- ① 朝は制服で登校する。清掃時は、体操着またはジャージで取り組む。
- ② 始業式や終業式、卒業式等の行事は全生徒制服とする。学期テストの日は全教科（終日）制服で受験する。

4 頭髪等の身だしなみ

学校教育目標「社会人基礎力を備えた人」の通り、公の場に立つのにふさわしい髪型を考えること。

- ① 授業や運動のさまたげにならない。
- ② 人に不快感を与えない。（パーマ、そりこみ、脱色、染色等加工は禁止。）
- ③ ゴム、ピンの色は黒・紺・茶で飾りのないシンプルなものとする。
- ④ 眉を剃ったり、化粧をしたりはしない。

★ 教師や保護者の助言・指導は積極的、主体的に受け止める。

- 5 履物 ※運動に適した靴（運動靴）を用いて通学する。
- ① ハイカットは運動に適さないため不可とする。だらしない履き方（かかと踏み、ひもを縛らない）はしない。
 - ② 校内で使用する上履きには記名をする。
- ★ 教師や保護者の助言・指導は、積極的・主体的に受けとめる。
- 6 所持品
- ① カバンは四中指定の黒リュックとする。カバンに入りきらないものについては、四中指定のサブバッグを使用する。自分のカバンが分かるように目印になるもの【自分の握り拳より小さいもの】を1つのみ付けて良い。
 - ② 学校生活に必要な物品（金銭、携帯、スマホ、お菓子等）並びに危険物と認められる物は学校に持ってこない。持ってきた場合は学年で一時預かり、保護者を通して返却することとする。
 - ③ 個人所有のボールは持ってこない。
- 7 上履き、ジャージなどの貸し出し
- ① 上履きを忘れた場合は、職員室の学年教員に申し出て、貸し出しサンダルを借りる。
 - ② ジャージと体操服の貸し出しは、特別な場合を除いて認めない。
 - ③ 箸を忘れた場合は、職員室に割り箸をもらいに行き、持ち帰る。
- 8 外出
- ① 登校後（生徒玄関を通過して校舎内に入った後）の外出は許可されない。
 - ② 忘れ物は、原則として家に取りに行かない。家庭に連絡が必要な場合は、職員室に申し出る。
- 9 欠席等の届出、遅刻の手続き
- ① 病気その他やむを得ない理由により、欠席・早退・遅刻をする場合には、**当日の朝、保護者が学校にリーバーで8：00までに連絡する。電話で連絡したい場合、7：40以降に連絡する。**
 - ② **8：10から朝の会が開始できるように登校する。**それ以降の登校については、職員玄関から入り、遅刻の手続きをする。
- 10 盗難・拾得・破損
- ① 所持品の盗難・紛失にあった場合や物品を拾った場合には、できるだけ早く教師に届け出る。
 - ② 学校の施設並びに物品を破損した場合は、ただちに教師に申し出て、その指示をうける。
- 11 施設備品使用
- ① 学校備品を使用するときは、教師の許可をうけて使用するとともに、大切に扱う。
 - ② 火災・地震等の緊急時を除き、上履きのまま校舎外へ出ない。（上履きで生活する範囲を守る。）
 - ③ 土日曜・祝祭日・休業日は、許可なく校舎内に立入ることはできない。
- 12 清掃・整頓
- ① 各学級は分担区域を責任もって常に清潔にし、整頓しておく。
 - ② **自分の持ち物はロッカーや机の中に入れ、床の上に置かない。また、防災上の理由から、机の横にサブバックはかけない。**
- 13 戸締り
- ① 学級当番または清掃当番は清掃時及び下校の際、責任をもって戸締まりをする。また、部活動で使用了部室および教室の戸締りはその部で責任をもつ。
- 14 災害防止
- ① 理科実験並びに技術家庭科実習等において、教師の監督以外は火気の使用を禁止する。
 - ② 火災や地震等の非常事態が発生した場合は、すべて教師の指示に従って行動する。